調査表４－１

市区町村別集計項目（推進体制等）

栃木県	
市区町村数	25

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1 担当課（室）名	問1 所属	問1 事務所掌	問2－1 庁内連絡会議の有無	問2－2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例 問3－1 有 問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－1 無 問3－3 現在の状況	男女共同参画に関する計画（2024年4月1日現在で有効なもの） 問4－1 有 問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－1 無 問4－4 現在の状況
						17	17	14				25				
9	201	宇都宮市	男女共同参画課	1	1	1	1	宇都宮市男女共同参画推進条例	2003年6月27日	2003年7月1日		第5次宇都宮市男女共同参画行動計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
9	202	足利市	生活環境部市民生活課共生社会推進室	1	2	1	1	足利市男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		足利市男女共同参画基本計画(第4期)	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
9	203	栃木市	人権･男女共同参画課	1	1	1	1	栃木市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		とちぎ市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ第3期計画	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
9	204	佐野市	人権･男女共同参画課	1	1	1	1	佐野市男女共同参画推進条例	2006年6月19日	2006年7月1日		佐野市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ(第3期)	2020年4月 ～ 2025年3月	1	1	
9	205	鹿沼市	人権･男女共同参画課	1	1	1	1	鹿沼市男女共同参画推進条例	2006年9月28日	2006年10月1日		かぬま男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ2022	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
9	206	日光市	総務課	1	2	1	1	日光市男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年4月1日		男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ日光(第2期計画後期計画)	2022年4月 ～ 2026年3月	1	1	
9	208	小山市	人権･男女共同参画課	1	1	1	1	小山市男女共同参画推進条例	2004年6月30日	2004年7月1日		第4次小山市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
9	209	真岡市	市民協働推進室	1	2	1	1	真岡市男女共同参画推進条例	2010年12月15日	2011年4月1日		第4次真岡市男女共同参画社会づくり計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
9	210	大田原市	政策推進課	1	2	1	1	大田原市男女共同参画を推進する条例	2004年9月28日	2004年10月1日		おおたわら男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ(第4次大田原市男女共同参画行動計画)	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
9	211	矢板市	生涯学習課	2	2	1	1				4	矢板市男女共同参画計画(5期計画)	2023 ～ 2032	1	1	
9	213	那須塩原市	市民協働推進課	1	2	1	1	男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第4次那須塩原市男女共同参画行動計画	2023年4月 ～ 2028年3月	2	1	
9	214	さくら市	総合政策課政策推進室	1	2	2	2				4	第5次さくら市男女共同参画計画	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1	
9	215	那須烏山市	那須烏山市教育委員会事務局生涯学習課	2	2	2	2				4	“今日から ここから みんなから”第2次なすから男女共同参画計画	2024 ～ 2029	1	1	
9	216	下野市	市民協働推進課	1	2	1	1	下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2016年3月18日	2016年4月1日		第三次下野市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
9	301	上三川町	生涯学習課	2	2	2	1	上三川町男女共同参画推進条例	2023年3月16日	2023年4月1日		上三川町男女共同参画計画	2023年2月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
9	342	益子町	生涯学習課	2	2	2	2				4	第3期ましこ男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
9	343	茂木町	生涯学習課	2	2	2	2				2	茂木町男女共同参画計画	2021 ～ 2025	2	1	
9	344	市貝町	生涯学習課	2	2	1	2				4	男女共同参画い･ち･か･いﾌﾟﾗﾝ第四期計画	2023.4.1 ～ 2028.3.31	1	1	
9	345	芳賀町	生涯学習課	2	2	1	1				4	第3期芳賀町男女共同参画計画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
9	361	壬生町	生涯学習課	2	2	1	1				4	第2次壬生町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2017年4月 ～ 2026年3月	1	1	
9	364	野木町	生活環境課	1	2	1	1	野木町男女共同参画推進条例	2014年3月19日	2014年4月1日		第3次野木町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2021 ～ 2025	1	1	
9	384	塩谷町	生涯学習課	2	2	2	2				4	第2次塩谷町男女共同参画推進計画	2024.4.1 ～ 2030.3.31	2	2	
9	386	高根沢町	生涯学習課	2	2	2	2				4	高根沢町元気あっぷ計画(生涯学習･ｽﾎﾟｰﾂ･男女共同参画)	2016 ～ 2025	2	2	
9	407	那須町	生涯学習課	2	2	2	1	那須町男女共同参画推進条例	2017年3月6日	2017年4月1日		那須町男女共同参画計画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
9	411	那珂川町	生涯学習課	2	2	1	2				4	第2次那珂川町男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	

＜選択肢回答＞

所属
1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌
1 男女共同参画･女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議
1 有
2 無

諮問機関
1 有
2 無

男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
2 一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）
1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況
1 策定予定有
2 策定予定無

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. １

栃木県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問６－１		問６－４ 所在地等					問６－３ 施設形態		問６－５ 管理・運営主体						
												施設管理			事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			5							0	5	4	2	0	4	2	0
9	201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進ｾﾝﾀｰ	ｱｺｰﾙ	320-0845	宇都宮市明保野町7番1号	028-636-4075	028-636-4079	https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/koryu/danjo/1009426.html		○	○	○		○	○	
9	202	足利市	足利市男女共同参画ｾﾝﾀｰ		326-0823	栃木県足利市朝倉町264番地	0284-72-8511	0284-72-7278	https://shimin-plaza.ashikaga-mbs.or.jp		○		○			○	
9	203	栃木市															
9	204	佐野市	佐野市男女共同参画推進ｾﾝﾀｰ	ﾊﾟﾚｯﾄﾌﾟﾗｻﾞさの	327-0398	佐野市田沼町974番地3	0283-61-1140	0283-61-1142	http.//www.city.sano.lg.jp/soshkiichiran/shimin/jinken_danjokyodosankakuka/gyomuannai/palette/index.html		○	○			○		
9	205	鹿沼市															
9	206	日光市	日光市女性ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	女性ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	321-1443	日光市清滝桜ケ丘町210番地7	0288-53-1010	0288-53-0847	https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/1/1003/10/2/1001.html		○	○			○		
9	208	小山市	小山市男女共同参画ｾﾝﾀｰ		323-0023	栃木県小山市中央町2-2-21	0285-22-9296	0285-22-8972	https://www.city.oyama.tochigi.jp/kurashi/jinken-dannjyo-gaikokujin/danjokyoudousankaku/center/page002374.html		○	○			○		
9	209	真岡市															
9	210	大田原市															
9	211	矢板市															
9	213	那須塩原市															
9	214	さくら市															
9	215	那須烏山市															
9	216	下野市															
9	301	上三川町															
9	342	益子町															
9	343	茂木町															
9	344	市貝町															
9	345	芳賀町															
9	361	壬生町															
9	364	野木町															
9	384	塩谷町															
9	386	高根沢町															
9	407	那須町															
9	411	那珂川町															

調査表4－2

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. 2

栃木県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）															
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数（人）		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業										
					常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					5	4	2	4	1	3	0	0	0	
9	201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進ｾﾝﾀｰ	1986年4月1日	4	4	12,772	○	○	○	○		○				
9	202	足利市	足利市男女共同参画ｾﾝﾀｰ	1981年2月22日	3	0	1,074	○	○		○		○				
9	203	栃木市															
9	204	佐野市	佐野市男女共同参画推進ｾﾝﾀｰ	2009年1月1日	1	1	297	○	○	○	○	○	○				
9	205	鹿沼市															
9	206	日光市	日光市女性ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	2006年3月20日	3	4	7,018	○	○								
9	208	小山市	小山市男女共同参画ｾﾝﾀｰ	2002年4月1日	4	1	114	○			○						
9	209	真岡市															
9	210	大田原市															
9	211	矢板市															
9	213	那須塩原市															
9	214	さくら市															
9	215	那須烏山市															
9	216	下野市															
9	301	上三川町															
9	342	益子町															
9	343	茂木町															
9	344	市貝町															
9	345	芳賀町															
9	361	壬生町															
9	364	野木町															
9	384	塩谷町															
9	386	高根沢町															
9	407	那須町															
9	411	那珂川町															

調査表4－3

市区町村別集計項目（男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況）

栃木県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言 問7－1 宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	問5 首長、自治会長等の状況（2024年7月1日現在） 市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
				10		14	2	14.3	16	0	0.0	11	1	9.1	9	0	0.0	3,958	135	3.4
9	201	宇都宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							784	39	5.0
9	202	足利市	2018年12月21日	「ひと」と「ひと」が輝くまち宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							222	5	2.3
9	203	栃木市	2015年11月27日	栃木市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	1	0	0.0							469	10	2.1
9	204	佐野市	2016年6月20日	佐野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							166	10	6.0
9	205	鹿沼市	2012年3月4日	鹿沼市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							147	1	0.7
9	206	日光市	2008年3月15日	日光市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							225	2	0.9
9	208	小山市	2001年6月30日	小山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							260	7	2.7
9	209	真岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							132	3	2.3
9	210	大田原市				1	0	0.0	2	0	0.0							166	4	2.4
9	211	矢板市				1	0	0.0	0	0								65	1	1.5
9	213	那須塩原市				1	0	0.0	2	0	0.0							213	11	5.2
9	214	さくら市	2017年2月24日	さくら市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							75	3	4.0
9	215	那須烏山市				1	1	100.0	1	0	0.0							102	1	1.0
9	216	下野市	2016年12月10日	下野市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							145	7	4.8
9	301	上三川町										1	0	0.0	1	0	0.0	93	6	6.5
9	342	益子町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	3	4.2
9	343	茂木町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	1	0.8
9	344	市貝町										1	0	0.0	0	0		85	3	3.5
9	345	芳賀町	2015年3月14日	芳賀町男女共同参画都市宣言	3							1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
9	361	壬生町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	7	8.6
9	364	野木町	2012年3月24日	野木町男女共同参画都市宣言	2							1	1	100.0	1	0	0.0	91	9	9.9
9	384	塩谷町										1	0	0.0	0	0		54	1	1.9
9	386	高根沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
9	407	那須町										1	0	0.0	1	0	0.0	88	1	1.1
9	411	那珂川町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1　首長声明
2　議会の議決
3　庁内連絡会議の決定
4　その他

調査表４－４

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

栃木県

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値 問８－１ 目標値（%）	問８－１ 目標達成期限	問８－１ 目標値	問８－２ 審議会等数	問８－２ うち女性を含む委員数	問８－２ 総委員数	問８－２ うち女性等委員数	問８－２ 女性比率（%）	問８－２ 目標設定の対象である審議会等の範囲	問９ 地方自治法（第202条の３）に基づく審議会等における登用状況 審議会等数	問９ うち女性を含む委員数	問９ 総委員数	問９ うち女性等委員数	問９ 女性比率（%）	問１０ 地方自治法（第180条の５）に基づく委員会等における登用状況 委員会等数	問１０ うち女性を含む委員数	問１０ 総委員数	問１０ うち女性等委員数	問１０ 女性比率（%）	問９－１ （再掲）市町村防災会議（委員のみ） 総委員数	問９－１ （再掲）市町村防災会議（委員のみ） うち女性委員数	問９－１ （再掲）市町村防災会議（委員のみ） 女性比率（%）	問９－１ （再掲）市町村防災会議（会長を含む） 総委員数	問９－１ （再掲）市町村防災会議（会長を含む） うち女性委員数	問９－１ （再掲）市町村防災会議（会長を含む） 女性比率（%）	調査時点コード 問８ 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	調査時点コード その他	調査時点コード 問９ 地方自治法（第202条の３）に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード その他	調査時点コード 問１０ 地方自治法（第180条の５）に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード その他
						968	807	13,106	4,145	31.6		717	630	10,013	3,037	30.3	137	84	791	175	22.1	637	79	12.4	659	82	12.4						
		小計										717	630	10,013	3,037	30.3	136	84	787	175	22.2												
9	201	宇都宮市	40.0	2028年3月		111	73	1,365	355	26.0	法律・条令・要項等に定める審議会等	55	48	972	271	27.9	6	4	40	8	20.0	45	4	8.9	46	4	8.7	1		1		1	
9	202	足利市	40.0	2026年3月		87	71	1,590	574	36.1	法令等で設置されている審議会等	40	27	470	130	27.7	6	5	32	9	28.1	40	4	10.0	41	4	9.8	1		1		1	
9	203	栃木市	40.0	2027年4月		88	83	1,512	601	39.7	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要綱等に基づく審議会等	57	56	832	336	40.4	6	6	43	15	34.9	41	7	17.1	42	8	19.0	1		1		1	
9	204	佐野市	33.0	2025年3月	32.5%が正しい目標値である。	49	44	635	180	28.3	地方自治法(202条の3)に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等	43	40	602	174	28.9	6	4	33	6	18.2	46	11	23.9	47	11	23.4	1		1		1	
9	205	鹿沼市		2027年3月	40～60%	55	43	669	165	24.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等	49	39	634	157	24.8	6	4	35	8	22.9	38	6	15.8	39	6	15.4	1		1		1	
9	206	日光市	40.0	2026年3月		43	38	661	228	34.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	43	38	661	228	34.5	6	5	28	10	35.7	45	9	20.0	46	9	19.6	1		1		1	
9	208	小山市			西暦2026年3月までに40%以上60%以下	123	119	1,522	554	36.4	行政執行の前提として又は市政運営上の参考として必要な調査、研究、諮問、調停、審査及び審議等を目的に、法律、条例、要綱等に基づいて設置された機関	28	28	467	173	37.0	6	5	40	9	22.5	39	8	20.5	40	8	20.0	1		1		1	
9	209	真岡市	33.0	2027年3月		32	30	475	133	28.0		28	26	431	121	28.1	6	2	49	8	16.3	27	1	3.7	28	1	3.6	1		1		1	
9	210	大田原市	35.0	2027年3月		74	64	1,057	247	23.4	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要綱等に基づく審議会等	36	33	523	124	23.7	6	3	35	9	25.7	42	2	4.8	43	2	4.7	1		1		1	
9	211	矢板市	30.0	2032年3月		24	22	379	100	26.4	1 法律又は政令により設置されている審議会等 2 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	24	22	379	100	26.4	5	2	29	5	17.2	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
9	213	那須塩原市	37.0	2028年3月		64	31	460	144	31.3		37	31	470	148	31.5	6	4	40	8	20.0							1		1		1	
9	214	さくら市	40.0	2025年3月		28	24	354	113	31.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	28	24	354	113	31.9	5	3	32	6	18.8	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
9	215	那須烏山市	35.0	2029年3月		24	19	255	69	27.1		19	17	224	62	27.7	5	3	31	7	22.6	10	0	0.0	11	1	9.1	1		1		1	
9	216	下野市	40.0	2026年3月		43	34	619	196	31.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要綱等に基づく審議会等	31	25	464	158	34.1	6	4	32	7	21.9							1		1		1	
9	301	上三川町			令和6年度40%	26	24	308	120	39.0		21	21	281	93	33.1	5	3	27	8	29.6	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1	
9	342	益子町	35.0	2027年3月		14	13	225	82	36.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	15	14	225	82	36.4	5	2	38	7	18.4	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1		1	
9	343	茂木町				0	0	0	0		法律により設置されている委員会等	10	9	157	42	26.8	5	2	23	5	21.7	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
9	344	市貝町	30.0	2028年4月		17	15	168	45	26.8		12	10	143	40	28.0	5	2	25	5	20.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1	
9	345	芳賀町	38.0	2025年3月		21	20	317	86	27.1		22	20	317	86	27.1	5	3	24	4	16.7	30	5	16.7	31	5	16.1	1		1		1	
9	361	壬生町	40.0	2026年		0	0	0	0			20	18	226	68	30.1	5	3	23	5	21.7	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1	
9	364	野木町				0	0	0	0			21	17	255	76	29.8	5	3	23	6	26.1	22	3	13.6	23	4	17.4	1		1		1	
9	384	塩谷町				0	0	0	0			26	20	303	71	23.4	5	3	24	4	16.7	27	6	22.2	28	6	21.4	1		1		1	
9	386	高根沢町				0	0	0	0			7	7	88	31	35.2	5	3	22	5	22.7							1		1		1	
9	407	那須町	30.0	2025年3月		25	21	272	76	27.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	25	21	272	76	27.9	5	3	26	5	19.2	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1	
9	411	那珂川町	35.0	2027年3月		20	19	263	77	29.3	1.法律又は、政令により設置されている審議会等 2.条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	20	19	263	77	29.3	5	3	33	6	18.2	11	0	0.0	12	0	0.0	1		1		1	

調査表４－４

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No2（広域圏で設置している審議会等）

栃木県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
											0	0	0	0		1	0	4	0	0.0						
		宇都宮市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		足利市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		栃木市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		佐野市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鹿沼市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日光市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小山市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		真岡市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大田原市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		矢板市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		那須塩原市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		さくら市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		那須烏山市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		下野市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上三川町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		益子町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		茂木町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		市貝町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		芳賀町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		壬生町									0	0	0	0	0.0	1	0	4	0	0.0						
		野木町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		塩谷町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高根沢町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		那須町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		那珂川町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表４－４

市区町村別集計項目（女性公務員の登用）

栃木県

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－1 管理職の在職状況																									問11－2 職務上の地位別職員在職状況												問11－2		問11－5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11－5	
			管理職総数	うち女性管理職数	女性比率	うち一般行政職 管理職総数	うち女性管理職	女性比率（%）	部局長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 部局長相当職	うち女性数	女性比率（%）	次長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 次長相当職	うち女性数	女性比率（%）	課長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長相当職	うち女性数	女性比率（%）	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長補佐相当職	うち女性数	女性比率（%）	係長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 係長相当職	うち女性数	女性比率（%）	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率（%）	うち管理職数	うち女性数	女性比率（%）	調査時点コード	その他
			1,332	229	17.2	1,096	192	17.5	207	19	9.2	185	17	9.2	84	12	14.3	61	11	18.0	1,041	198	19.0	850	164	19.3	1,367	434	31.7	976	292	29.9	3,282	1,173	35.7	2,187	753	34.4			137	16	11.7	24	0	0.0		
9	201	宇都宮市	250	35	14.0	192	29	15.1	32	0	0.0	28	0	0.0	46	7	15.2	30	6	20.0	172	28	16.3	134	23	17.2	149	24	16.1	118	17	14.4	385	85	22.1	255	49	19.2	1		10	3	30.0	3	0	0.0	1	
9	202	足利市	70	8	11.4	58	8	13.8	11	0	0.0	9	0	0.0	26	4	15.4	20	4	20.0	33	4	12.1	29	4	13.8	159	34	21.4	115	27	23.5	381	131	34.4	217	79	36.4	1		7	0	0.0	1	0	0.0	1	
9	203	栃木市	106	14	13.2	85	13	15.3	17	3	17.6	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	89	11	12.4	70	10	14.3	246	81	32.9	169	52	30.8	347	134	38.6	244	106	43.4	1		9	2	22.2	3	0	0.0	1	
9	204	佐野市	86	12	14.0	64	12	18.8	15	3	20.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	71	9	12.7	52	9	17.3	0	0	0.0	0	0	0.0	179	52	29.1	124	41	33.1	1		8	0	0.0	1	0	0.0	1	
9	205	鹿沼市	86	20	23.3	59	14	23.7	14	2	14.3	12	2	16.7	3	0	0.0	2	0	0.0	69	18	26.1	45	12	26.7	79	26	32.9	50	15	30.0	84	23	27.4	61	17	27.9	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
9	206	日光市	71	3	4.2	58	3	5.2	15	1	6.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	56	2	3.6	46	2	4.3	113	26	23.0	63	13	20.6	359	149	41.5	207	84	40.6	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
9	208	小山市	78	14	17.9	65	12	18.5	13	4	30.8	11	4	36.4	9	1	11.1	9	1	11.1	56	9	16.1	45	7	15.6	61	17	27.9	47	15	31.9	372	131	35.2	215	85	39.5	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1	
9	209	真岡市	46	7	15.2	41	6	14.6	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	37	6	16.2	32	5	15.6	36	13	36.1	30	11	36.7	65	22	33.8	56	17	30.4	1		6	2	33.3	1	0	0.0	1	
9	210	大田原市	40	6	15.0	36	5	13.9	10	1	10.0	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	30	5	16.7	27	4	14.8	18	8	44.4	14	5	35.7	118	36	30.5	82	19	23.2	1		8	0	0.0	1	0	0.0	1	
9	211	矢板市	26	11	42.3	24	10	41.7	10	2	20.0	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	16	9	56.3	15	9	60.0	23	12	52.2	21	11	52.4	26	8	30.8	24	8	33.3	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
9	213	那須塩原市	65	7	10.8	57	6	10.5	22	1	4.5	20	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	43	6	14.0	37	6	16.2	80	37	46.3	73	35	47.9	347	148	42.7	233	77	33.0	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1	
9	214	さくら市	83	20	24.1	67	12	17.9	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	73	20	27.4	57	12	21.1	39	15	38.5	30	12	40.0	83	35	42.2	70	25	35.7	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
9	215	那須烏山市	40	7	17.5	34	5	14.7	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	37	7	18.9	31	5	16.1	35	15	42.9	24	10	41.7	93	52	55.9	67	34	50.7	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1	
9	216	下野市	39	4	10.3	35	4	11.4	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	4	13.3	26	4	15.4	119	51	42.9	76	22	28.9	37	16	43.2	23	3	13.0	1		6	1	16.7	0	0	0.0	1	
9	301	上三川町	16	3	18.8	14	3	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	3	18.8	14	3	21.4	21	5	23.8	16	4	25.0	56	21	37.5	45	17	37.8	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
9	342	益子町	17	4	23.5	17	4	23.5	4	1	25.0	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	3	23.1	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	43	16	37.2	43	16	37.2	1		9	2	22.2	1	0	0.0	1	
9	343	茂木町	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	3	25.0	12	3	25.0	19	3	15.8	19	3	15.8	16	6	37.5	16	6	37.5	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
9	344	市貝町	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	3	25.0	12	3	25.0	13	1	7.7	13	1	7.7	21	6	28.6	21	6	28.6	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
9	345	芳賀町	16	4	25.0	15	4	26.7	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	4	28.6	13	4	30.8	16	10	62.5	12	6	50.0	34	12	35.3	26	7	26.9	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
9	361	壬生町	53	12	22.6	46	8	17.4	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	46	12	26.1	39	8	20.5	44	22	50.0	37	17	45.9	17	5	29.4	13	4	30.8	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
9	364	野木町	17	4	23.5	15	3	20.0	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	4	30.8	11	3	27.3	19	7	36.8	16	7	43.8	28	8	28.6	24	7	29.2	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
9	384	塩谷町	25	8	32.0	19	7	36.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	8	32.0	19	7	36.8	20	9	45.0	10	4	40.0	34	17	50.0	25	13	52.0	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
9	386	高根沢町	18	1	5.6	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	1	5.6	18	1	5.6	27	9	33.3	0	0	0.0	39	13	33.3	0	0	0.0	1		5	1	20.0	0	0	0.0	1	
9	407	那須町	43	13	30.2	39	13	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	43	13	30.2	39	13	33.3	7	3	42.9	5	2	40.0	57	24	42.1	43	15	34.9	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
9	411	那珂川町	17	6	35.3	14	4	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	6	35.3	14	4	28.6	24	6	25.0	18	3	16.7	61	23	37.7	53	18	34.0	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	

調査表４－５

市区町村別集計項目（地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

栃木県

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
			15		1の合計	24	0	24		1			24	24	24	24	23	13
			2		2の合計	1	22	0		23			1	1	1	1	1	3
			2		3の合計	0	2			0			0	0	0	0	0	0
			6		4の合計	0	0						0	0	0	0	0	0
9	201	宇都宮市	1	宇都宮市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は,職員が婚姻,養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という.)により,戸籍上の氏を改めた後も,引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という.)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする. (旧姓使用の範囲) 第3条 職員は次に掲げる文書等を除き,旧姓を使用することができる. (1) 税務署,栃木県市町村職員共済組合,日本年金機構,全国健康保険協会,金融機関その他機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか,法令上又は実務上支障が生じるおそれのある文書等□	宇都宮市議会□	1	2	1	宇都宮市市議会会議規則 第2条第2項 議員は,本人又はその配偶者の出産のため出席できないときは,出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては,14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において,その期間を明らかにして,あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	202	足利市	1	足利市職員の旧姓使用に関する取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた本市の一般職員(以下、「職員」という.)が、職務に関し、改姓前の氏(以下、「旧姓」という.)を使用すること(以下、「旧姓使用」という.)について必要な事項を定めるものとする。	足利市議会	1	2	1	足利市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき又は遅参するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	203	栃木市	1	栃木市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用ができる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる文書等について、旧姓使用を行うことができるものとする。 (1) 職場における呼称 (2) 座席表 (3) 職員名簿 (4) 栃木市職員服務規程(平成22年栃木市訓令第22号)に別記様式として掲げるもの(別記様式第14号、第15号、第16号及び第18号を除く.) (5) 栃木市文書取扱規程(平成22年栃木市訓令第3号)に別記様式として掲げるもの (6) 前各号に掲げるもののほか、公権力の行使又は公務員としての身分の証明に関わらない軽易な文書等	栃木市議会	1	2	1	栃木市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
9	204	佐野市	1	佐野市職員の旧姓使用に関する要領 (趣旨)第1条 この要領は、本市の一般職の職員(地方公務員(昭和25年法律第261号)第17条の規定による非常勤の職員及び第22条第5項に規定する臨時的任用職員を除く.以下職員という.)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という.)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という.)を職務上使用すること(以下「旧姓使用」という)に関し必要な事項を定めるものとする。	佐野市議会	1	2	1	佐野市議会会議規則(平成17年5月17日議会会議規則第1号) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあきらかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1	2
9	205	鹿沼市	1	鹿沼市職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上、誤解又は混乱を招くおそれのないものに限り、旧姓使用を行うことができる。	鹿沼市議会	1	2	1	鹿沼市議会会議規則 (欠席又は遅参の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	206	日光市	3		日光市議会	1	2	1	日光市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	208	小山市	1	小山市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、次に掲げる文書等を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、栃木県市町村職員共済組合、日本年金機構、金融機関その他機関又は法人の円滑な事務処理に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、法令上又は実務上支障が生じるおそれのある文書等	小山市議会	1	2	1	小山市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	209	真岡市	1	真岡市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が職務に関し、改姓前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という.)について必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用ができる文書等) 第2条 職員は、この訓令の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く.)に旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、栃木県市町村職員共済組合、日本年金機構、全国健康保険協会、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障をおよぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	真岡市議会	1	2	1	真岡市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
9	210	大田原市	1	大田原市職員の旧姓使用に関する規定 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の誤解又は混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表のとおりとする。	大田原市議会	1	2	1	大田原市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	211	矢板市	1	矢板市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、法令上又は実務上において戸籍上の氏を使用することとされているものその他事務処理上の都合により旧姓を使用することが困難であるものとして総務課長が指定するものを除き、職場で使用している全ての文書等について旧姓を使用することができるものとする。	矢板市議会	1	2	1	矢板市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その機関を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	213	那須塩原市	1	那須塩原市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が職務に関し、改姓前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。	那須塩原市議会	1	2	1	那須塩原市議会会議規則 (会議の欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	214	さくら市	1	さくら市職員旧姓使用取扱基準(内規) 2 旧姓を使用できる文書等 (1)職員は、市長の承認を受けて、職員の間で使用している文書及び軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (2)前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 別表(第2条関係) 1　職員証 2　職員録 3　座席表 4　事務分担表 5　事務引継書 6　休暇簿、時間外勤務命令簿、旅行命令簿 等 7　復命書 8　起案文書 9　庁内での報告書等 10 その他法令に基づかない文書で所属長が認めたもの	さくら市議会	1	3	1	さくら市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
9	215	那須烏山市	1	那須烏山市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法令上又は実務上において戸籍上の氏を使用することとされているものその他事務処理上の都合により旧姓を使用することが困難であるものとして総務課長が指定するものを除き、職場で使用しているすべての文書等について旧姓が使用することができるものとする。	那須烏山市議会	1	2	1	那須烏山市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
9	216	下野市	2		下野市議会	1	3	1	下野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
9	301	上三川町	1	上三川町職員の旧姓使用に関する規程 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、職員の間で使用している文書及び軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものについて、旧姓を使用することができる。	上三川町議会	1	2	1	上三川町議会会議規則 第1章 総則 (欠席の届出) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	342	益子町	4		益子町議会	1	2	1	益子町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		益子町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 議長等が自己都合、疾病その他の事由により本会議、益子町議会委員会条例(昭和31年条例第81条)に規定する委員会若しくは益子町議会会議規則(昭和62年規則第19号)第74条に規定する委員の派遣又は第126条の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場若しくは第127条に規定する議員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合又は長期欠席の届出があった場合は、前条の規定にかかわらず、当該議長等の議員報酬を減額して支給する。 2 前項の規定により支給する議員報酬の月額は、前条に定める議員報酬の月額に、当該議長等が会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届出のあった日のいずれか早い日から、会議等に出席した日又は復帰の届出があった日のいずれか早い日の前日までの期間(以下、「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 支給割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 3 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、会議等に出席した日又は復帰届出書の届出があった日のいずれか早い日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
9	343	茂木町	4		茂木町議会	2							2	2	2	2	2	
9	344	市貝町	1	市貝町職員旧姓使用取扱規定 第2条 第2条 職員は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれのないし、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しく支障を生じないものに限り旧姓を使用することができる。	市貝町議会	1	2	1	市貝町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1		
9	345	芳賀町	4		芳賀町議会	1	2	1	芳賀町議会会議規則 第2条 議員は公務、疾病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
9	361	壬生町	4		壬生町議会	1	2	1	議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に当あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	364	野木町	1	野木町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が職務に関し、改正前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。	野木町議会	1	2	1	野木町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	384	塩谷町	3		塩谷町議会	1	2	1	塩谷町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
9	386	高根沢町	2		高根沢町議会	1	2	1	高根沢町議会会議規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	407	那須町	4		那須町議会	1	2	1	那須町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	411	那珂川町	4		那珂川町議会	1	2	1	那珂川町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

調査表４－５

市区町村別集計項目（市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

栃木県

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
			0	2	3	3	0	0			6	4	1	1			8	
			1	2	7						10	6	5	4			16	
			0	0	15						9	6	19	0			0	
			24	21										20				
9	201	宇都宮市	4	4	3						2	3	3	1	宇都宮市議会議員の通称又は旧制使用取扱要綱趣旨） 第1条 この要綱は,宇都宮市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について,公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称（以下「通称」という。)を使用すること,又は議員が婚姻,養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も,婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて,必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 議員は,議会においてその任期中に次に掲げる事項を除き,通称又は旧姓を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 議員報酬,費用弁償の支給等に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙位及び叙勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 健康診断関係書類 (9) 前各号に掲げるもののほか通称又は旧姓の使用によって法令上又は実務上支障が生じるおそれがあると議長が判断をするもの (承認申請) 第3条 議員は,通称又は旧姓を使用しようとするときは,議長の承認を受けなければならない。 2 議員は,前項の承認を受けようとするときは,通称又は旧姓使用申請書を議長に提出しなければならない。 3 前項の通称又は旧姓使用申請書には,通称又は旧姓を証する書類を添付しなければならない。 (通知) 第4条 議長は,前条の申請に対する承認の可否の結果を,通称又は旧姓使用承認(不承認)通知書により,当該申請者に通知をするものとする。(中止の届出) 第5条 議員は,通称又は旧姓を使用している場合において,その使用を中止しようとするときは,通称又は旧姓使用中止届出書を議長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 通称又は旧姓を使用する議員は,その使用にあたり,議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じないよう努めなければならない。 (議長が選出されていない場合の承認等) 第7条 一般選挙後において議長が選出されていない場合は,議長が行う第2条第9号の判断,第3条第1項の承認,第4条の通知及び第5条の規定による届出書の受理については,議会事務局長が行うこととする。この場合において,第2条から第5条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。 (様式) 第8条 この要綱に規定する通称又は旧姓使用申請書等の様式は,別に定める。 (補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか,必要な事項は議長が別に定める。	特になし	1	宇都宮市地域防災計画【震災対策編】 各部（各班）の分掌事務より抜粋 男女共同参画班 ⑴避難所の管理運営に関すること ②所管施設への避難情報の伝達に関すること ③避難所からの物資等回収に関すること

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
9	202	足利市	4	4	1	1				足利市議会議員の政治倫理に関する条例 第3条 議員は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令ほか、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (6) 他者へのﾊﾗｽﾒﾝﾄ行為、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	1	3	2			2	
9	203	栃木市	4	4	3						3		3	4			2	
9	204	佐野市	4	4	3						1	1	3	2			1	佐野市地域防災計画 【風水害等対策編】第3章災害対応対策計画 第6節避難対策計画 第6 避難所の開設,運営 2避難所の運営(6)市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のﾆｰｽﾞの違い男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保等、女性や子育て家庭のﾆｰｽﾞに配慮した避難所の運営管理に努める。また、佐野市男女共同参画ｾﾝﾀｰは、女性に対する暴力等の相談窓口の情報提供に積極的に努める。【震災対策編】第3章災害応急対策計画第6節避難対策計画第2避難所の開設4避難所の運営(6)市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のﾆｰｽﾞの違い男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保等、女性や子育て家庭のﾆｰｽﾞに配慮した避難所の運営管理に努める。また、佐野市男女共同参画ｾﾝﾀｰは、女性に対する暴力等の相談窓口の情報提供に積極的に努める。
9	205	鹿沼市	4	4	3						3		3	4			2	
9	206	日光市	2	1	2						2	3	2	4			1	日光市地域防災計画(P124) 市(教育部・健康福祉部等)は、避難所等の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供、避難者のﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰの保護、男女のﾆｰｽﾞの把握などに努める。 特に女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のﾆｰｽﾞに配慮した避難所運営に努める。
9	208	小山市	4	4	1	1				小山市議会議員の政治倫理に関する条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (5)ｾｸｼｬﾙﾊﾗｽﾒﾝﾄ、ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄその他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	1	3	4		令和6年2月に政治分野への女性活躍推進ｾﾐﾅｰを実施	2	
9	209	真岡市	4	4	3						1	1	3	2			2	
9	210	大田原市	4	4	2						2	3	3	2			2	
9	211	矢板市	4	4	3						3		3	4			2	
9	213	那須塩原市	4	4	1	1				那須塩原市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第2条 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為及びその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を慎むとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) ｾｸｼｭｱﾙ・ﾊﾗｽﾒﾝﾄ、ﾊﾟﾜｰ・ﾊﾗｽﾒﾝﾄその他のﾊﾗｽﾒﾝﾄを行わないこと。	1	3	3	4				
9	214	さくら市	4	4	3						2	3	3	4			1	さくら市地域防災計画 災害時における男女共同参画に係る初動から復旧の対応。 避難所運営における女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画ｾﾝﾀｰ等を積極的に活用する。

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）	
9	215	那須烏山市	4	4	3						3		3	4			2	
9	216	下野市	4	4	2						2	2	2	4		ｵﾝﾗｲﾝ委員会開催に向けた環境整備	2	
9	301	上三川町	4	4	3						3		3	4			1	上三川町地域防災計画 第2章応急対策 第1部災害対策本部･災害警戒本部の設置 第4 3項 4号別表「生涯学習課 4災害対策に協力する女性団体連絡協議会等各種団体との連絡調整に関すること」
9	342	益子町	4	4	3						3		3	4			2	
9	343	茂木町	4	4	2						2	2	2	4			2	
9	344	市貝町	4	4	2						2	2	2	4			1	市貝町地域防災計画 第3章応急対策 第6節避難対策 第3避難所の開設･運営 2避難所の運営(6)避難対策町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のﾆｰｽﾞの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のﾆｰｽﾞに配慮した避難所の運営に努める。なお、女性専用相談窓口の開設･運営に当たっては、男女共同参画ｾﾝﾀｰなどを積極的に活用する。
9	345	芳賀町	4	4	3						3		3	4			2	
9	361	壬生町	4	4	3						3		3	4			1	地域防災計画 P318 2第7節 避難対策計画 ｸ 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のﾆｰｽﾞの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のﾆｰｽﾞに配慮した避難所の運営に努める。なお、女性専用相談窓口の開設･運営にあたっては、とちぎ男女共同参画ｾﾝﾀｰなどを積極的に活用する。
9	364	野木町	4	4	3						1	3	3	4		議員向けに実施はしていないが、職員向けの研修が実施された場合に議員が任意で参加することができる	1	野木町地域防災計画 3 男女共同参画の視点に基づく避難所運営に関すること。 （風水-応急-74、震災-応急-211） (8)避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のﾆｰｽﾞの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のﾆｰｽﾞへの対応に努める。なお、女性専用相談窓口の開設･運営に当たっては、とちぎ男女共同参画ｾﾝﾀｰなどを積極的に活用する。（風水-応急-97、震災-応急-232）
9	384	塩谷町	4	2	2						2	2	3	4			2	
9	386	高根沢町	4	1	3						2	2	2	4			2	
9	407	那須町	4	4	2						2	2	1	4			2	
9	411	那珂川町	4	2	3						3		3	4			2	